

（警音器）

- 第63条** 警報音発生装置の音色、音量等に関し、保安基準第43条第2項の告示で定める基準は、大型特殊自動車及び小型特殊自動車以外の自動車にあつては協定規則第28号の技術的な要件（同規則補足第5改訂版の規則6.に限る。）に定める基準とし、大型特殊自動車及び小型特殊自動車にあつては別添74「警音器の警報音発生装置の技術基準」に定める基準とする。
- 2 警音器の音色、音量等に関し、保安基準第43条第3項の告示で定める基準は、大型特殊自動車及び小型特殊自動車以外の自動車にあつては協定規則第28号の技術的な要件（同規則補足第5改訂版の規則14.に限る。）に定める基準とし、大型特殊自動車及び小型特殊自動車にあつては別添75「警音器の技術基準」に定める基準とする。